証券コード3854
2020年10月７日

株　主　各　位

大阪市北区大深町３番１号
株式会社アイル
代表取締役社長　岩本哲夫

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施したうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況に鑑み、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

なお、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年10月28日（水曜日）午後５時30分までに到着するようお送りくださいますようお願い申しあげます。

【株主総会のお土産について】

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　2020年10月29日（木曜日）午前10時

２．場　　所　　大阪市北区大深町３番１号　グランフロント大阪タワーB 34階
本社　大会議室

３．目的事項

報 告 事 項　１．第30期（2019年８月１日から2020年７月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第30期（2019年８月１日から2020年７月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（URL　https://www.ill.co.jp/）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルスの感染予防に関する対応について

・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。

・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申しあげます。

・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる株主様、体調不良と見受けられる株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。

・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知をお目通しいただきますようお願い申しあげます。

・本年は、感染拡大防止のため、株主総会会場の座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。

・株主総会当日までの流行の状況や政府等の発表内容等により、開催日時や開催場所の変更等を決定した場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（URL https://www.ill.co.jp/）にてお知らせいたしますので、事前に必ず発信情報をご確認くださいますよう、あわせてお願い申しあげます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年８月１日から
2020年７月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2019年８月１日～2020年７月31日）におけるわが国経済は、2019年10月の消費税率引き上げ後も雇用、所得環境の改善は続いており、緩やかではありますが回復基調は続いておりました。しかし、2020年に入り、世界的に新型コロナウイルス感染症が拡大し、国内においても、緊急事態宣言の発令等により、個人の消費は急速に減少し、雇用、所得環境等において影響が出ております。また、企業業績も新型コロナウイルス感染症の影響により、悪化しております。当社グループが属する情報サービス業界においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、ソフトウェアに対する投資において、影響が出る可能性があります。

このような状況のもと、当社グループは、ITの有効活用が必要な中堅・中小企業顧客の経営課題を解決するための商材を「リアル」と「Web」の両面から開発・提案し、顧客の企業力強化を図ることを「CROSS-OVER シナジー」戦略とし取り組んでまいりました。

「CROSS-OVER シナジー」戦略は、当社グループが提唱してきた独自の提案スタイルで、「リアル」と「Web」それぞれの商材を複合的に提案することで、顧客の業務効率と販売力強化を実現するものであり、当社グループにとって商談時の競合力を強化するだけでなく、顧客満足度も向上させるものであります。この戦略効果により、当社グループが重視するストック型ビジネス商材の販売実績が大きく伸長し、利益体質の強化が図られております。

販売実績につきましては、「リアル」面では、主力のパッケージソフトウェア「アラジンオフィス」の商品力の強化を、業種別に継続して進め、販売面でもパートナー企業との連携に加え、東京、大阪、名古屋において「アラジンオフィス」の業種別セミナーを開催し、豊富な業種別の導入事例をもとに顧客毎に最適なシステム活用方法をご提案させていただくことで、受注実績も順調に推移いたしました。収益面につきましては、2019年10月に実施された消費税率の改定や2020年１月のWindows７のサポート終了等もあり、受注は大幅に増加しており、売上高、利益共に大幅に増加いたしました。

「Web」面では、複数ネットショップ一元管理ソフトである「CROSS MALL」について、新たなショッピングモールとの連携開発を当期も継続して取り組んでまいりました。今後も引き続き、複数モールとの連携機能強化を行うとともに、既存の顧客から機能面における要望を収集し、迅速に新機能として

反映させることで、商品力を向上させ販売実績を伸ばしてまいります。また、ネットショップと実店舗のポイント・顧客一元管理ソフトである「CROSS POINT」につきましても、販売実績を伸ばしております。

当連結会計年度においても、継続して製品の開発に注力しており、将来における新たな技術開発による市場競争力向上に向け、研究開発費40,804千円を計上しております。島根県松江市の研究開発拠点である「アイル松江ラボ」においては、プログラミング言語「Ruby」によるシステム強化の活動を本格的に始動しており、今後も研究開発人員を増加し、研究開発活動の強化を図ってまいります。

この結果、当連結会計年度の業績は売上高12,679,627千円（前年同期比20.5%増）、営業利益1,700,135千円（前年同期比78.8%増）、経常利益1,715,496千円（前年同期比76.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,189,639千円（前年同期比91.5%増）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、549,000千円であります。その主なものは、自社製品開発387,727千円であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度末における借入金残高は191,632千円であり、前連結会計年度末に比べて220,008千円の減少となりました。

4. 対処すべき課題

当社グループは常に顧客視点の立場から「中堅・中小企業の企業価値向上」を目指し、基幹システムの構築、サポート保守、ネットワーク構築、セキュリティ、コンテンツプロバイダー、人材教育、ECサイト構築、複数ネットショップ一元管理ソフト、ポイント・顧客一元管理ソフトの提供、Webコンサルティング業務等、顧客への企業力強化のためソリューション・製品を拡充してまいりました。

今後も、更なる企業価値創造を進め収益性の高いビジネスを展開していくため、以下の項目を最重要課題といたします。

① 営業戦略の強化

当社グループでは、今後一層の事業展開を図るにあたり、全社的な拡販体制の強化と各営業担当者の商談効率および提案内容の向上を図っていくことが重要な課題と考えております。拡販体制においては、各ビジネスパートナーとの連携を強化し、基幹システムについては「アラジンオフィス・シリーズ」を主力商品とし各業種別バリエーションの充実と、業種別ノウハウを蓄積することで商品力の強化に努めます。また、当事業では、上記の基幹システムとWeb連携の提案をより効果的に進めるため、クラウドサービスとなる複数ネットショップ一元管理ソフト「CROSS MALL」やポイント・顧客一元管理ソフト「CROSS POINT」等のWeb商材を開発し、これらの商材を起点とし「アラジンオフィス」、

「ECサイト」、「Webドクターサービス」等を連携させた複合提案を行うことで、「リアル」と「Web」をつなぐ「オール・ワンストップ」サービスを実現してまいります。更に顧客企業の経営効率の追求だけでなく企業競争力の向上に努め、他社との差別化を明確にするとともに、新たな拠点展開も視野に入れた地域密着による営業展開を行ってまいります。

② 開発工程における生産性の向上、システム品質の向上への取り組み

近年のシステム開発におきましては、顧客からのシステムに対する要望の高度化、システム仕様の複雑化、納期の短期化等により、品質確保が困難となるとともに開発コストの増加傾向が見られるため、今後一層の開発工程における生産性の向上とシステム品質の向上が重要な課題であると考えております。現状のプログラムのモジュール化、カスタマイズのテンプレート化、納品前のプログラムテストの強化、外注の指導向上を継続し開発工程におけるノウハウが蓄積されることで、更に生産性の向上とシステム品質の向上を図れるよう取り組んでまいります。

③ 「リアル」と「Web」の融合による付加価値の更なる向上

当社グループでは、今後も独自のスタイルである「CROSS-OVER シナジー」戦略を市場で推進していくため、「リアル」と「Web」の両面から、当社グループのソリューション、製品を有機的に結合させ、新たに付加価値の高いトータルソリューションパッケージとして市場に提供することで、「中堅・中小企業の企業価値向上」を目指すとともに、当社グループも高収益体質の確立に取り組んでまいります。

④ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や顧客、従業員の安全確保を目的に、従業員の在宅勤務(リモートワーク)および時差出勤、オンラインでの社内外会議の実施を推奨し、拠点間の出張を原則禁止しております。しかしながら、今後顧客における経営状況の変化や情報システムの投資計画の抜本的見直しが行われた場合、当社グループとの契約が更新されない可能性や顧客の投資意欲が後退し、新たな顧客の獲得が想定どおりに進まない可能性があります。また、在宅勤務を推奨とする勤務形態のため、顧客が期待する高い品質のサービスを提供できない可能性やコンサルティング、システム開発業務の遅延等が発生する可能性があります。これらにより、当社グループの業績および財政状態が影響を受けることも考えられますが、完全には予測できない状況です。そのような中、より一層の「CROSS-OVER シナジー」戦略の深耕を図り、競合他社との「差別化」を強化することで当社グループの事業継続に努めてまいります。

５．財産および損益の状況の推移

①　企業集団の財産および損益の状況

（単位：千円）

区　　分	第27期 (2017年７月期)	第28期 (2018年７月期)	第29期 (2019年７月期)	第30期 (当連結会計年度) (2020年７月期)
売上高	8,621,317	9,412,201	10,522,550	12,679,627
経常利益	455,811	546,029	972,840	1,715,496
親会社株主に帰属する当期純利益	299,934	336,808	621,208	1,189,639
１株当たり当期純利益(円)	47.91	26.90	49.61	47.55
総資産	5,565,419	5,719,473	6,646,381	7,585,364
純資産	2,155,208	2,397,522	2,851,596	3,713,732
１株当たり純資産額(円)	344.24	191.48	227.74	148.33

（注）１．当社は2018年８月１日を効力発生日として、普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益および１株当たり純資産額を算定しております。
２．当社は2019年11月１日を効力発生日として、普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益および１株当たり純資産額を算定しております。

②　当社の財産および損益の状況

（単位：千円）

区　　分	第27期 (2017年７月期)	第28期 (2018年７月期)	第29期 (2019年７月期)	第30期（当期） (2020年７月期)
売上高	8,235,735	9,014,454	10,132,894	12,278,900
経常利益	391,892	489,687	926,880	1,670,625
当期純利益	273,035	318,086	604,691	1,155,812
１株当たり当期純利益(円)	43.61	25.40	48.29	46.19
総資産	5,251,546	5,432,677	6,352,667	7,293,139
純資産	2,136,865	2,337,417	2,744,750	3,584,223
１株当たり純資産額(円)	341.31	186.68	219.21	143.15

（注）１．当社は2018年８月１日を効力発生日として、普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益および１株当たり純資産額を算定しております。
２．当社は2019年11月１日を効力発生日として、普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益および１株当たり純資産額を算定しております。

6. 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ウェブベース	50,000千円	100%	ファッション業向けシステム開発販売

7. 主要な事業内容（2020年７月31日現在）

① システムソリューション事業

・コンピュータ、ネットワークシステム等の販売事業
・システムのコンサルティング・設計・開発・サポート保守事業
・人材教育サービス事業

② Webソリューション事業

・ECサイト構築事業
・複数ネットショップ一元管理、ポイント・顧客一元管理サービス事業
・ホームページ活用支援サービス事業

8. 主要な事業所（2020年７月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名称	所在地
本社	大阪市北区大深町３番１号グランフロント大阪タワーB
東京本社	東京都港区芝公園二丁目６番３号芝公園フロントタワー
名古屋支店	名古屋市中区錦一丁目10番20号アーバンネット伏見ビル
アイル松江ラボ	島根県松江市殿町201

② 子会社の主要な事業所

名称	所在地
株式会社ウェブベース	大阪府豊中市蛍池東町二丁目２番18号

９．　使用人の状況（2020年７月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

使　　用　　人　　数	前連結会計年度末比増減
723名	58名増

（注）使用人数には、使用人兼務取締役、パート社員は含まれておりません。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
709名	55名増	33.2歳	7.5年

（注）使用人数には、使用人兼務取締役、パート社員は含まれておりません。

10.　主要な借入先（2020年７月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	45,000千円
株式会社りそな銀行	45,000千円
株式会社京都銀行	75,000千円
株式会社中国銀行	26,632千円

11.　その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

Ⅱ．会社の株式に関する事項（2020年７月31日現在）

１．　発行可能株式総数　　60,000,000株

２．　発行済株式の総数　　25,042,528株

３．　株主数　　6,870名

４．　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社ＧＴホールディング	8,380,000株	33.47%
岩本哲夫	3,282,000株	13.11%
ＯＬＩＶＥ株式会社	1,280,000株	5.11%
鈴木太一	1,200,000株	4.79%
アイル社員持株会	865,400株	3.46%
アイル役員持株会	487,200株	1.95%
小西好人	420,100株	1.68%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	269,600株	1.08%
玉井正彦	236,000株	0.94%
株式会社日本カストディ銀行（信託口５）	225,200株	0.90%

（注）持株比率は、自己株式（5,094株）を控除して計算しております。

５．　その他株式に関する重要な事項

①　株式の分割

当社は、2019年10月７日開催の取締役会において、2019年11月１日付で普通株式１株を２株に株式分割することを決議し、当社定款を変更いたしました。これにより、発行可能株式総数は60,000,000株に、発行済株式の総数は25,042,528株となっております。なお、資本金の変更はございません。

② 自己株式の取得

当社は、2019年12月６日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

ア．取得した株式の種類
　　および総数　　普通株式　70,000株
イ．取得価額の総額　　142,800,000円
ウ．取得日　　2019年12月11日
エ．取得理由　　当社および当社子会社の従業員に対して交付する特定譲渡制限付株式に充当するため。

③ 特定譲渡制限付株式としての自己株式の処分

当社は、2019年12月６日開催の取締役会決議に基づき、特定譲渡制限付株式として以下のとおり自己株式の処分をいたしました。

ア．払込期日　　2020年３月25日
イ．処分した株式の種類
　　および総数　　普通株式　65,200株
ウ．処分価額　　１株につき1,987円
エ．処分価額の総額　　129,552,400円
オ．割当先　　当社の従業員638名（63,800株）
　　当社子会社の従業員14名（1,400株）

Ⅲ．会社の新株予約権等に関する事項

１．当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2020年７月31日現在）

該当事項はございません。

２．当事業年度中において当社使用人等に交付された新株予約権等の状況

該当事項はございません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役に関する事項（2020年７月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩本哲夫	
専務取締役	尾崎幸司	システムソリューション事業部管掌 株式会社ウェブベース取締役
常務取締役	土井正志	システムソリューション事業部管掌
常務取締役	山本浩孝	CROSS事業部長
取締役	岩本亮磨	ビジネスパートナー推進統括本部長 経営企画本部長 株式会社ウェブベース取締役
取締役	戸田泰裕	経営管理本部長 株式会社ウェブベース監査役
取締役	宮久保貴義	経営管理本部　人事総務部長
取締役	池本任男	CROSS事業部　CROSS開発部長
取締役 （監査等委員・常勤）	大黒仁士	
取締役 （監査等委員）	三田与志雄	三田公認会計士事務所所長 あすなろ監査法人代表社員
取締役 （監査等委員）	岩谷博紀	岩谷・村本・山口法律事務所 パートナー弁護士

（注）１．専務取締役尾崎幸司氏の戸籍上の表記は、熊谷幸司であります。
２．取締役（監査等委員）三田与志雄氏および岩谷博紀氏は、会社法第２条第15号に規定する社外取締役であります。なお、当社は取締役（監査等委員）三田与志雄氏および岩谷博紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．取締役（監査等委員）大黒仁士氏は、当社創業時より管理部門のみならず複数部門における長年の経験を有し、経営全般に関する有効な助言を行っております。
４．常勤の監査等委員による高度な情報収集力により、実効性の高い監査活動を可能とするため、常勤の監査等委員として大黒仁士氏を選定しております。
５．取締役（監査等委員）三田与志雄氏は、公認会計士および税理士として財務および会計に関して相当程度の知見を有するものであります。
６．取締役（監査等委員）岩谷博紀氏は、弁護士として企業法務に関して相当程度の知見を有するものであります。
７．取締役（監査等委員）三田与志雄氏の重要な兼職先である三田公認会計士事務所およびあすなろ監査法人と当社の間には、特別の関係はありません。
８．取締役（監査等委員）岩谷博紀氏の重要な兼職先である岩谷・村本・山口法律事務所と当社の間には、特別の関係はありません。
９．当社は執行役員制度を導入しております。2020年７月31日現在の執行役員は、以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	小西好人	パートナー推進本部長
執行役員	川村慎司	中部地区担当
執行役員	溝口孝史	首都圏システム事業部長
執行役員	垣谷次郎	関西システム事業部長
執行役員	小倉直子	経理部長
執行役員	中村光徳	システム管理本部長

２．責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としております。

３．取締役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	８名	217,069千円
取締役（監査等委員）	３名	19,685千円
（うち社外取締役）	（　　２名）	（4,500千円）

（注）取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

４．社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取　締　役 （監査等委員）	三　田　与志雄	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査等委員会12回のうち12回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取　締　役 （監査等委員）	岩　谷　博　紀	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査等委員会12回のうち12回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が４回ありました。

Ⅴ．会計監査人に関する事項

１．会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

２．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,200千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,200千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

３．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

４．責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会計監査人との間に責任限定契約に関する規定を設けております。当該規定に基づき、当社が、会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第１項の責任について、その責務を行うにあたり善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 当社および当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

職務の執行が、法令、定款ならびに社会規範・倫理、社内規程・行動規範・行動指針等に適合することを確保し、適正かつ健全に行われるためのコンプライアンス体制を構築する。コンプライアンス体制の徹底を図るため、当社経営管理本部が子会社を含めたグループ全体のコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努める。

また、内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、監査等委員等と連携を図り、子会社を含めたグループ全体の職務執行に関するコンプライアンス遵守状況等について監査し、その内容について当社代表取締役および当社監査等委員に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 当社グループは、取締役の職務の執行に係る情報については「文書管理規程」、その他の社内規程に基づき、適切・確実に、定められた期間、保存・管理する。

② 取締役は職務の執行状況を確認するため、①に定める文書を随時閲覧することができるものとする。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスク（コンプライアンス、財務、法務、環境、品質、災害、情報セキュリティ等）について、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアル作成・配布等を行うものとする。

また、当社グループ全体のリスク状況に関しては当社リスク管理委員会が把握し、その実効性を確保する。

なお、新たに生じた重要なリスクについては当社取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めるものとする。

4．　当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　取締役の役割分担、各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限ならびに意思決定のルールを職務分掌規程、職務権限規程等に明確に定め、適切に権限を委譲し効率的に職務を遂行する。取締役会で決議すべき事項および承認すべき事項は取締役会規程に定め、その他の重要事項の審議もしくは決定を行う機関として、経営会議や全社会議等を設置し効率的な運営を図る。

また、子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。

②　当社グループは、中期経営計画および単年度の経営計画に基づき、各部署および子会社において目標達成に向けて職務を遂行することとし、毎月開催される当社取締役会において月次業績のレビューを行い、必要に応じて改善策、目標修正を講ずる。

5．　その他の当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正と効率化の確保を図るため、「関係会社管理規程」を整備しており、業務執行を担当する取締役は子会社から定期的に報告を受け、代表取締役または取締役会に報告し、必要に応じて子会社に対し指示・要請を行う体制をとる。

また、子会社への監査等委員の派遣および内部監査室による内部監査の実施等により、当社グループの企業集団としてのリスク管理体制および法令遵守体制の強化を図る。

6．　監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならびに当該取締役および使用人の他の取締役からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任または兼任による使用人を置くこととする。

また、監査等委員会の職務を補助する使用人の職務については、取締役からの独立性を確保するものとし、任命、異動、人事考課などについては、監査等委員会の承認を得た上で決定するものとする。

なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないものとする。

7．　当社および当社子会社の取締役および使用人等が当社監査等委員に報告するための体制その他監査等委員への報告に関する体制

当社グループの取締役および使用人等は、著しい損害を及ぼす事実が発生し、または発生するおそれがあるとき、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為等が生じたときは、直ちに書面もしくは口頭にて当社監査等委員に報告することとする。

当社監査等委員は取締役会の他、重要な会議に出席し必要に応じて取締役および使用人等に対して報告を求めることができるものとし、当社監査等委員はいつでも、経営会議等各種会議の議事録および議事資料を自由に閲覧することができるものとする。

また、当社グループは、当該報告を行った取締役および使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止するものとする。

8．　監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

9．　その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、会計監査人、内部監査担当者とそれぞれ定期的に意見・情報交換を行い、連携して監査の実効性を確保するものとする。また、監査等委員は職務の遂行に必要と判断したときは、前項に定めのない事項に関しても、取締役および使用人ならびに会計監査人に対して報告を求めることができることとする。

10.　財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを構築し、その仕組みの適正性を継続的に評価することで、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の信頼性を確保することとする。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置づけ、公益財団法人大阪府暴力追放推進センターへ加盟し、反社会的勢力の動向に関する情報収集に努めるとともに、所轄警察署、顧問弁護士との連携体制の構築を行うものとする。また、「反社会的勢力対応基準」により、取引先の信用調査の実施、反社会的勢力への対応要領等を定めるものとする。

Ⅶ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な取組みは、以下のとおりであります。

１. コンプライアンス

インサイダー取引防止、反社会的勢力排除を図るため社内規程や内部通報制度の周知を継続的に行っております。また、反社会的勢力排除に向けた対応については、「コンプライアンスおよび反社会的勢力ではないことの誓約書」の提出を受けております。

２. 当企業集団のリスクマネジメント

自然災害対策として、主要サーバに関してはバックアップを拠点間で同期しており、大規模災害時の業務継続性が担保できるようにしております。

また、社内リスク管理委員会を各月１回で開催しております。

３. 財務報告に係る内部統制

財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部監査室が当社グループ全体の内部統制の有効性に係る評価を実施し、取締役会に報告しております。

４. 内部監査体制

内部監査室が内部監査計画に基づき当社グループの内部監査を実施しております。

（本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については、四捨五入しております。）

連結貸借対照表

（2020年７月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**4,993,879**	**流動負債**	**2,366,478**
現金及び預金	2,194,666	買掛金	384,335
受取手形及び売掛金	1,202,439	1年内返済予定の長期借入金	176,632
商品	296,824	未払金	236,043
仕掛品	1,171,533	預り金	237,465
その他	130,422	未払法人税等	359,556
貸倒引当金	△2,007	賞与引当金	70,000
固定資産	**2,591,485**	製品保証引当金	26,104
有形固定資産	**463,135**	その他	876,341
建物及び構築物	371,952	**固定負債**	**1,505,152**
工具、器具及び備品	394,346	長期借入金	15,000
減価償却累計額	△303,163	退職給付に係る負債	1,006,187
無形固定資産	**1,032,229**	役員退職慰労引当金	312,430
ソフトウェア	821,432	資産除去債務	171,534
ソフトウェア仮勘定	209,057	**負債合計**	**3,871,631**
その他	1,739	**純資産の部**	
投資その他の資産	**1,096,120**	**株主資本**	**3,727,019**
投資有価証券	225,351	**資本金**	**354,673**
差入保証金	400,073	**資本剰余金**	**319,673**
繰延税金資産	368,721	**利益剰余金**	**3,062,544**
その他	104,900	**自己株式**	**△9,872**
貸倒引当金	△2,926	**その他の包括利益累計額**	**△13,287**
		その他有価証券評価差額金	△4,709
		退職給付に係る調整累計額	△8,577
		純資産合計	**3,713,732**
資産合計	**7,585,364**	**負債及び純資産合計**	**7,585,364**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年８月１日から 2020年７月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		12,679,627
売上原価		7,014,885
売上総利益		5,664,741
販売費及び一般管理費		3,964,606
営業利益		1,700,135
営業外収益		
受取手数料	12,419	
補助金収入	8,284	
違約金収入	1,962	
その他	1,217	23,883
営業外費用		
支払利息	2,286	
支払手数料	6,119	
その他	115	8,522
経常利益		1,715,496
特別損失		
固定資産除却損	872	
投資有価証券売却損	1,136	2,008
税金等調整前当期純利益		1,713,488
法人税、住民税及び事業税	525,746	
法人税等調整額	△1,897	523,848
当期純利益		1,189,639
親会社株主に帰属する当期純利益		1,189,639

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年８月１日から
2020年７月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	354,673	319,673	2,176,379	－	2,850,727
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△300,019		△300,019
親会社株主に帰属する当期純利益			1,189,639		1,189,639
自己株式の取得				△142,880	△142,880
自己株式の処分		△3,455		133,008	129,552
自己株式処分差損の振替		3,455	△3,455		－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	886,164	△9,872	876,292
当期末残高	354,673	319,673	3,062,544	△9,872	3,727,019

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△3,354	4,223	869	2,851,596
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△300,019
親会社株主に帰属する当期純利益				1,189,639
自己株式の取得				△142,880
自己株式の処分				129,552
自己株式処分差損の振替				－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1,355	△12,801	△14,156	△14,156
連結会計年度中の変動額合計	△1,355	△12,801	△14,156	862,135
当期末残高	△4,709	△8,577	△13,287	3,713,732

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

（1）連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の数　　1社

連結子会社の名称　　株式会社ウェブベース

②　主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

（2）持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

（3）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

（4）会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　　連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理、売却原価は、移動平均法により算出）を採用しております。

時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．たな卸資産

商品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　8～50年

工具、器具及び備品　4～20年

ロ．無形固定資産

自社利用のソフトウェア　　社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

市場販売目的のソフトウェア　見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（３年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担に属する額を計上しております。

ハ．製品保証引当金　製品の無償補修費用に備えるため、過去の実績率に基づく将来発生見込額を計上しております。

ニ．役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理をしております。

⑤　重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

⑥　その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理　消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

２．会計上の見積りの変更に関する注記

（資産除去債務の見積りの変更）

当連結会計年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額62,254千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、当該見積りの変更に伴う当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

３．追加情報

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が2021年７月期中には概ね収束するものと仮定して、会計上の見積りを行っております。なお、現時点では棚卸資産の評価等の会計上の見積りに関する影響は軽微であると判断しておりますが、今後の状況の変化によっては、影響が増大する可能性があります。

４．連結貸借対照表に関する注記

（当座貸越契約及び貸出コミットメント契約）

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の拡大とその不測の事態に対応する備えとして、機動的かつ安定的な資金を確保するため、取引銀行３行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当該契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	3,000,000千円
借入実行残高	－千円
	3,000,000千円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（１）発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	12,521,264株	12,521,264株	－株	25,042,528株

（注）普通株式の株式数増加12,521,264株は、株式分割によるものであります。

（２）自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	－株	70,294株	65,200株	5,094株

（注）１．自己株式の株式数増加94株は、単元未満株式の買取りによるもの、70,000株は2019年12月６日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得によるもの、200株は特定譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。

２．自己株式の株式数減少65,200株は、2019年12月６日開催の取締役会決議に基づき、特定譲渡制限付株式として、当社グループの従業員に対する株式の処分による減少であります。

（３）剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年10月24日定時株主総会	普通株式	125,212	10.0	2019年７月31日	2019年10月25日
2020年３月６日取締役会	普通株式	174,807	7.0	2020年１月31日	2020年４月10日

（注）当社は2019年11月１日を効力発生日として、普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。2019年７月31日を基準日とする１株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年10月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	200,299	8.0	2020年7月31日	2020年10月30日

（４）当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

６．金融商品に関する注記

（１）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業運営上必要な設備投資計画に照らして、当該必要資金以外の一時的な余資を安全性の高い金融資産に限定して運用しております。また、資金調達については銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は投資信託及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク又は発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資等に係る資金調達を目的としたものであります。営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、債権・債務管理規程に従い、営業債権については管理部門が個別に回収期日及び残高を管理し、回収期日の大幅な遅延が懸念される取引相手の早期把握を図っております。

当社グループは、管理部門が月次で資金繰状況を管理するとともに、手許流動性を一定水準以上維持することにより、流動性リスクを管理しております。

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

（２）金融商品の時価等に関する事項

2020年７月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
1　現金及び預金	2,194,666	2,194,666	－
2　受取手形及び売掛金	1,202,439	1,202,439	－
3　投資有価証券 その他有価証券	195,367	195,367	－
4　差入保証金	383,417	304,209	△79,208
資産計	3,975,892	3,896,683	△79,208
1　買掛金	384,335	384,335	－
2　１年内返済予定の長期借入金	176,632	176,632	－
3　未払金	236,043	236,043	－
4　預り金	237,465	237,465	－
5　未払法人税等	359,556	359,556	－
6　長期借入金	15,000	14,917	△82
負債計	1,409,032	1,408,950	△82

（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

１　現金及び預金、２　受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

３　投資有価証券

投資信託については、取引金融機関が提供する時価情報をもとにしております。

４　差入保証金

約定期間に基づく返還額に対し、国債の利回りで割り引いた現在価値を時価としております。

負　債

１　買掛金、２　１年内返済予定の長期借入金、３　未払金、４　預り金、５　未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

６　長期借入金

長期借入金の時価については、元金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券 その他有価証券（非上場株式）（※）１	29,983
差入保証金（※）２	16,655

（※）１　市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（※）２　差入保証金の一部については、返還期限の見積りが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから「４　差入保証金」には含まれておりません。

（注）３．金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,194,666	－	－	－
受取手形及び売掛金	1,202,439	－	－	－
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	－	－	99,017	－
差入保証金	－	1,539	－	381,878
合計	3,397,106	1,539	99,017	381,878

（注）４．有利子負債の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
１年内返済予定の長期借入金	176,632	－	－	－	－	－
長期借入金	－	15,000	－	－	－	－
合計	176,632	15,000	－	－	－	－

７．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額　148円33銭

（２）１株当たり当期純利益　47円55銭

（注）１株当たりの純資産額及び１株当たりの当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式の分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年７月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**4,332,651**	**流動負債**	**2,293,839**
現金及び預金	1,590,259	買掛金	360,165
受取手形	6,509	1年内返済予定の長期借入金	150,000
売掛金	1,167,069	未払金	231,947
商品	284,496	未払費用	234,690
仕掛品	1,158,003	未払法人税等	354,126
前渡金	15,117	未払消費税等	320,663
前払費用	82,963	前受金	312,159
その他	30,222	預り金	233,982
貸倒引当金	△1,990	賞与引当金	70,000
固定資産	**2,960,487**	製品保証引当金	26,104
有形固定資産	**460,296**	**固定負債**	**1,415,075**
建物	370,884	長期借入金	15,000
工具、器具及び備品	378,718	退職給付引当金	991,912
減価償却累計額	△289,306	役員退職慰労引当金	236,629
無形固定資産	**1,031,232**	資産除去債務	171,534
ソフトウェア	820,725	**負債合計**	**3,708,915**
ソフトウェア仮勘定	209,057	**純資産の部**	
その他	1,449	**株主資本**	**3,588,933**
投資その他の資産	**1,468,958**	**資本金**	**354,673**
投資有価証券	225,351	**資本剰余金**	**319,673**
関係会社株式	383,601	資本準備金	319,673
破産更生債権等	2,926	**利益剰余金**	**2,924,458**
繰延税金資産	363,277	その他利益剰余金	2,924,458
差入保証金	394,988	繰越利益剰余金	2,924,458
その他	101,740	**自己株式**	**△9,872**
貸倒引当金	△2,926	**評価・換算差額等**	**△4,709**
		その他有価証券評価差額金	△4,709
資産合計	**7,293,139**	**純資産合計**	**3,584,223**
		負債及び純資産合計	**7,293,139**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2019年８月１日から
2020年７月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売　上　高		12,278,900
売　上　原　価		6,849,685
売　上　総　利　益		5,429,215
販売費及び一般管理費		3,792,340
営　業　利　益		1,636,874
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	12	
受　取　配　当　金	18,112	
受　取　手　数　料	12,414	
補　助　金　収　入	8,284	
違　約　金　収　入	1,962	
そ　の　他	1,353	42,139
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	2,152	
支　払　手　数　料	6,119	
そ　の　他	115	8,387
経　常　利　益		1,670,625
特　別　損　失		
固　定　資　産　除　却　損	872	
投　資　有　価　証　券　売　却　損	818	1,691
税　引　前　当　期　純　利　益		1,668,934
法人税、住民税及び事業税	514,633	
法　人　税　等　調　整　額	△1,510	513,122
当　期　純　利　益		1,155,812

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年８月１日から
2020年７月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	354,673	319,673	－	319,673	2,072,121	2,072,121
当期変動額						
剰余金の配当					△300,019	△300,019
当期純利益					1,155,812	1,155,812
自己株式の取得						
自己株式の処分			△3,455	△3,455		
自己株式処分差損の振替			3,455	3,455	△3,455	△3,455
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	－	－	－	－	852,336	852,336
当期末残高	354,673	319,673	－	319,673	2,924,458	2,924,458

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	－	2,746,469	△1,718	△1,718	2,744,750
当期変動額					
剰余金の配当		△300,019			△300,019
当期純利益		1,155,812			1,155,812
自己株式の取得	△142,880	△142,880			△142,880
自己株式の処分	133,008	129,552			129,552
自己株式処分差損の振替		－			－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△2,990	△2,990	△2,990
当期変動額合計	△9,872	842,464	△2,990	△2,990	839,473
当期末残高	△9,872	3,588,933	△4,709	△4,709	3,584,223

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

子会社株式　　移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの　　事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理、売却原価は、移動平均法により算出）を採用しております。

時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。

②　たな卸資産

商品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

（2）　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　８～50年

工具、器具及び備品　　４～20年

②　無形固定資産

自社利用のソフトウェア　　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

市場販売目的のソフトウェア　　見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（３年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

（3）　引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金　　従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担に属する額を計上しております。

③　製品保証引当金　　製品の無償補修費用に備えるため、過去の実績率に基づく将来発生見込額を計上しております。

④　退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理をしております。

⑤　役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

（４）　収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

（５）　消費税等の会計処理　　消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

２．会計上の見積りの変更に関する注記

（資産除去債務の見積りの変更）

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額62,254千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、当該見積りの変更に伴う当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

３．追加情報

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

当社では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が2021年７月期中には概ね収束するものと仮定して、会計上の見積りを行っております。なお、現時点では棚卸資産の評価等の会計上の見積りに関する影響は軽微であると判断しておりますが、今後の状況の変化によっては、影響が増大する可能性があります。

４．貸借対照表に関する注記

（１）関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	4,764千円
短期金銭債務	11,048千円

（2）当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大とその不測の事態に対応する備えとして、機動的かつ安定的な資金を確保するため、取引銀行３行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における当該契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	3,000,000千円
借入実行残高	－千円
	3,000,000千円

５．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	58,631千円
売上原価	157,413千円
営業取引以外の取引高	18,517千円

６．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	－株	70,294株	65,200株	5,094株

（注）１．自己株式の株式数増加94株は、単元未満株式の買取りによるもの、70,000株は2019年12月６日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得によるもの、200株は特定譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。

２．自己株式の株式数減少65,200株は、2019年12月６日開催の取締役会決議に基づき、特定譲渡制限付株式として、当社グループの従業員に対する株式の処分による減少であります。

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

未払事業税	23,922千円
賞与引当金	21,420千円
製品保証引当金	7,987千円
未払事業所税	4,239千円
未払金	7,935千円
未払賞与	9,444千円
未払費用	9,703千円
たな卸資産	16,688千円
退職給付引当金	303,525千円
役員退職慰労引当金	72,408千円
株式報酬費用	3,289千円
減価償却費	1,535千円
資産除去債務	52,489千円
その他	3,256千円
小計	537,844千円
評価性引当額	△126,451千円
繰延税金資産合計	411,393千円

（繰延税金負債）

資産除去費用	△48,116千円
繰延税金負債合計	△48,116千円
繰延税金資産の純額	363,277千円

８．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	143円15銭
１株当たり当期純利益	46円19銭

（注）１株当たりの純資産額及び１株当たりの当期純利益は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年９月４日

株式会社アイル
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西　田　順　一　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　川　雅　人　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社アイルの2019年８月１日から2020年７月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年９月４日

株式会社アイル
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西田順一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中川雅人　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アイルの2019年８月１日から2020年７月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年８月１日から2020年７月31日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年９月４日

株式会社 アイル 監査等委員会

常勤監査等委員 大 黒 仁 士 ㊞

監 査 等 委 員 三 田 与志雄 ㊞

監 査 等 委 員 岩 谷 博 紀 ㊞

(注) 監査等委員 三田与志雄 及び 岩谷博紀 は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、継続した配当を基本方針としつつ、経営成績および配当性向等を総合的に勘案して実施することとし、普通株式１株につき８円を当事業年度の期末配当金とさせていただきたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき８円とさせていただきたいと存じます。なお、この場合の配当総額は、200,299,472円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2020年10月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役８名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき点はないとの意見でございました。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	いわもとてつお 岩本哲夫 （1955年８月４日）	1979年４月　㈱大塚商会入社 1990年11月　同社退職 1991年２月　当社設立　代表取締役社長就任（現任）	3,282,000株
2	おざきこうじ 尾崎幸司 （1973年１月４日）	1995年４月　当社入社 2007年８月　当社東京システムソリューション営業部長就任 2007年10月　当社執行役員就任 2008年10月　当社取締役就任 2010年８月　当社営業本部長就任 2011年８月　㈱ウェブベース取締役就任（現任） 2011年10月　当社常務取締役就任 2012年８月　当社システムソリューション事業部長就任 2014年８月　当社システム営業統括本部長就任 2016年４月　当社専務取締役就任（現任） 2019年８月　当社システムソリューション事業部管掌（現任）	181,200株
3	どいまさし 土井正志 （1974年１月６日）	1996年４月　当社入社 2008年10月　当社システムソリューション事業部システムサポート部長就任 2010年５月　当社取締役システムサポート本部長就任 2013年10月　当社常務取締役就任（現任） 2017年８月　当社システムサポート統括本部長就任 2019年８月　当社システムソリューション事業部管掌（現任）	132,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	山本浩孝 （1972年７月19日）	1996年４月　当社入社 2009年10月　当社システムソリューション事業部 Webソリューション部長就任 2010年５月　当社執行役員就任 2010年10月　当社取締役就任 2012年８月　当社Webソリューション事業部長就任 2014年８月　当社ASP事業部長就任 2015年８月　当社クラウド事業部長就任 2016年８月　当社CROSS事業部長 兼 WEBソリューション事業部長就任 2017年８月　当社CROSS事業部長就任（現任） 2018年10月　当社常務取締役就任（現任）	135,200株
5	岩本亮磨 （1986年３月８日）	2008年４月　㈱富士通マーケティング入社 2011年10月　同社退職 2011年11月　当社入社　経営企画室部長就任 2012年４月　当社執行役員就任 2012年８月　当社システムソリューション事業部 パートナー推進部長就任 2013年10月　当社取締役就任（現任） 当社パートナー推進本部長就任 2014年５月　㈱ウェブベース取締役就任（現任） 2014年８月　当社ビジネスパートナー推進本部長就任 2015年８月　当社ビジネスパートナー推進統括本部長 就任（現任） 2019年８月　当社経営企画本部長就任（現任）	96,000株
6	戸田泰裕 （1972年11月24日）	1993年７月　太平洋総業サービス㈱入社 1996年２月　同社退職 1996年８月　道家税理士事務所入所 2000年７月　同事務所退職 2000年８月　㈱イッコー（現 Jトラスト㈱）入社 2001年８月　同社退職 2001年８月　藤原合同会計事務所（現 TFG税理士法人）入所 2002年11月　同事務所退職 2002年12月　㈱フジオフードシステム（現 ㈱フジオフードグループ本社）入社 2005年10月　同社退職 2005年10月　夢の街創造委員会㈱（現 ㈱出前館）入社 2008年７月　同社退職 2008年７月　当社入社 2008年10月　当社経営管理本部長就任（現任） 2009年２月　当社執行役員就任 2011年８月　㈱ウェブベース監査役就任（現任） 2011年10月　当社取締役就任（現任）	－株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7	みやくぼ　たかよし 宮久保　貴義 （1972年５月30日）	1995年４月　当社入社 2011年４月　当社経営管理本部人事部長就任 2014年４月　当社執行役員就任 2014年８月　当社経営管理本部人事総務部長就任 2014年10月　当社内部監査室長就任 2016年４月　当社経営管理本部人事総務部長 就任（現任） 2017年10月　当社取締役就任（現任）	20,000株
8	いけもとたかお 池本任男 （1967年４月28日）	1990年４月　三菱電機関西コンピュータシステム㈱ （現 三菱電機インフォメーションシステムズ㈱）入社 1996年３月　同社退職 1996年３月　㈱帝人システムテクノロジー（現 インフォコム㈱）入社 2000年９月　同社退職 2000年10月　㈱ジークス入社 2004年５月　同社退職 2004年６月　㈱ナスピア入社 2005年４月　同社退職 2005年４月　夢の街創造委員会㈱（現 ㈱出前館）入社 2005年８月　同社取締役就任 2008年５月　同社取締役退任 2008年６月　当社入社　情報システム部長就任 2008年10月　当社開発本部長就任 2009年３月　当社執行役員就任 2013年８月　当社Webソリューション事業部 Webシステム開発部長就任 2014年８月　当社ASP事業部ASPサービス開発部長就任 2015年８月　当社クラウド事業部クラウド開発部長就任 2016年８月　当社CROSS開発部長 兼 WEBソリューション開発部長就任 2017年８月　当社CROSS事業部CROSS研究開発室長就任 2018年10月　当社取締役就任（現任） 2019年８月　当社CROSS事業部CROSS開発部長就任（現任）	－株

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．候補者岩本哲夫氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。

３．候補者尾崎幸司氏の戸籍上の表記は、熊谷幸司であります。

４．当社は、2019年11月１日を効力発生日として普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　　場　　グランフロント大阪タワーB 34階　本社 大会議室
大阪市北区大深町３番１号
ＴＥＬ　06－6292－1170㈹



Ａ：JR　「大阪駅」　　（２F中央北口）　　徒歩約７分
Ｂ：阪急「大阪梅田駅」（茶屋町口）　　徒歩約７分
Ｃ：地下鉄御堂筋線「梅田駅」（５番出口）　徒歩約７分

駐車場および駐輪場の用意はいたしておりませんので、お車および自転車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

JR大阪駅から会場（グランフロント大阪タワーB 34階）までの徒歩経路

①. JR大阪駅中央北口方向にお進みください。
②. 中央北口にございますエスカレータまたはエレベータを使い、２階（グランフロント大阪方向）にお進みください。
③. ２階に到着されましたら、グランフロント大阪タワーA（南館）へ通じる２階連絡デッキがございます。２階連絡デッキをそのまま直進していただき、タワーB（北館）右側にオフィスエントランスがございます。
④. オフィスエントランスよりエレベータにて９階スカイロビーまでお越しいただき、右方向にお進みください。オフィス用エレベータ（高層階【29～37階】）がございますのでそちらに乗り換えていただき34階までお越しください。